

議案第 3 1 号

調布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 3 月 1 5 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

職員の給料の額，扶養手当の額及び支給対象並びに給料の特別調整額の上限額を改めるとともに，所要の改正を行うため，提案するものであります。

調布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(調布市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 調布市職員の給与に関する条例（昭和30年調布市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1再任用職員以外の職員の部150の項から153の項までを削り、同表備考第3項中「181, 200円」を「182, 700円」に改める。

別表第2再任用職員以外の職員の部262の項から273の項までを削る。

第2条 調布市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条の3第1項中「給料の月額」を「その職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」に、「20」を「25」に改める。

第7条第1項中「全ての」を削り、同条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第7条第3項第1号を次のように改める。

(1) 扶養親族としての配偶者、父母等（前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 6, 000円（別表第1の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級及び5級であるもの（以下「行(1)4級等職員」という。）の扶養親族としての配偶者、父母等にあっては、3, 000円）

第7条第3項第2号中「）のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。）

1万3, 500円」を「） 9, 000円」に改め、同項第3号を削り、同条第4項中「（扶養親族としての子のうち前項第2号に該当する子が

いる場合は、当該特定期間にある子の数から1を減じた数)」を削る。

第8条第1項第3号及び第4号を削り、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部について同項第2号に掲げる事実が生じた場合
 - (3) 扶養親族としての配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行(1)4級等職員が行(1)4級等職員以外の者となった場合
 - (4) 扶養親族としての配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行(1)4級等職員以外の者が行(1)4級等職員となった場合
 - (5) 扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合
- 第8条に次の1項を加える。

4 第2項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

第18条の2中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 第4条第3項及び第4項、第7条並びに第8条の規定は、別表第1の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が6級及び7級であるものには適用しない。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条，第16条，第17条関係）

行政職給料表（1）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	198,500	224,800	254,800	284,000	456,700	494,000
	2	141,300	200,400	226,700	256,800	286,400	461,200	508,900
	3	142,400	202,300	228,600	258,900	288,800	465,700	517,800
	4	143,500	204,200	230,500	261,000	291,100	470,200	526,700
	5	144,600	206,100	232,500	263,100	293,400		
	6	145,700	208,000	234,400	265,200	295,800		
	7	146,800	209,800	236,300	267,300	298,200		
	8	147,900	211,700	238,300	269,500	300,500		
	9	148,900	213,700	240,300	271,700	302,900		
	10	149,900	215,600	242,300	273,800	305,400		
	11	151,000	217,400	244,300	275,900	307,800		
	12	152,100	219,300	246,300	278,100	310,300		
	13	153,200	221,300	248,300	280,300	312,700		
	14	154,500	223,200	250,400	282,600	315,200		
	15	155,800	225,000	252,500	284,800	317,700		
	16	157,100	226,900	254,600	287,000	320,100		
	17	158,500	228,900	256,800	289,200	322,600		
	18	160,700	230,800	259,000	291,500	325,200		
	19	162,900	232,600	261,200	293,700	327,900		
	20	165,200	234,500	263,400	295,900	330,500		
	21	167,500	236,500	265,600	298,100	333,100		
	22	169,400	238,400	267,800	300,400	335,800		
	23	171,300	240,200	270,000	302,800	338,500		
	24	173,200	242,100	272,200	305,100	341,200		
	25	175,100	244,100	274,500	307,400	343,900		
	26	177,100	246,000	276,800	309,700	346,600		
	27	179,100	247,800	279,100	312,100	349,300		
	28	181,100	249,700	281,400	314,400	352,100		
	29	183,100	251,700	283,700	316,700	354,900		
	30	185,100	253,800	286,000	319,200	357,900		
	31	187,200	255,800	288,400	321,500	360,800		
	32	189,300	257,900	290,700	323,900	363,700		
	33	191,500	259,900	293,000	326,200	366,700		
	34	193,600	261,800	295,400	328,800	369,600		
	35	195,600	263,700	297,800	331,300	372,400		
36	197,600	265,600	300,100	333,700	375,200			

3 7	199,600	267,400	302,500	336,000	377,800		
3 8	201,500	269,200	304,900	338,300	380,400		
3 9	203,300	271,000	307,300	340,500	382,800		
4 0	205,000	272,900	309,800	342,700	385,300		
4 1	206,800	274,700	312,200	344,900	387,800		
4 2	208,600	276,600	314,600	347,100	390,200		
4 3	210,400	278,400	317,100	349,300	392,600		
4 4	212,100	280,200	319,500	351,500	395,000		
4 5	213,800	282,000	322,000	353,700	397,500		
4 6	215,600	283,800	324,500	355,900	399,900		
4 7	217,300	285,600	327,000	358,100	402,200		
4 8	219,000	287,400	329,600	360,200	404,500		
4 9	220,700	289,200	332,200	362,400	406,900		
5 0	222,400	291,000	334,900	364,500	409,300		
5 1	224,100	292,800	337,600	366,600	411,600		
5 2	225,800	294,600	340,300	368,800	413,800		
5 3	227,400	296,400	343,000	371,000	415,900		
5 4	229,100	298,200	345,600	373,000	417,900		
5 5	230,800	300,000	348,100	374,900	420,000		
5 6	232,500	301,700	350,500	376,900	422,000		
5 7	234,100	303,400	352,800	378,900	423,900		
5 8	235,700	305,100	355,100	380,400	425,800		
5 9	237,400	306,800	357,300	381,800	427,600		
6 0	239,000	308,500	359,400	383,100	429,400		
6 1	240,600	310,200	361,400	384,400	431,200		
6 2	242,200	311,800	363,400	385,800	432,700		
6 3	243,900	313,500	365,400	387,200	433,800		
6 4	245,500	315,100	367,300	388,500	434,700		
6 5	247,100	316,600	369,200	389,700	435,600		
6 6	248,800	318,200	371,000	391,000	436,400		
6 7	250,400	319,700	372,700	392,200	437,100		
6 8	252,000	321,300	374,300	393,300	437,800		
6 9	253,600	322,800	375,900	394,300	438,500		
7 0	255,300	324,300	377,000	395,400	439,200		
7 1	256,900	325,700	378,100	396,400	439,900		
7 2	258,500	327,100	379,000	397,400	440,600		
7 3	260,100	328,600	379,900	398,400	441,300		
7 4	261,700	330,100	380,800	399,100	442,000		
7 5	263,400	331,500	381,700	399,800	442,700		
7 6	265,000	332,900	382,500	400,600	443,300		
7 7	266,600	334,200	383,300	401,300	443,900		
7 8	268,200	335,500	384,100	401,900	444,600		

7 9	269,800	336,700	384,900	402,500	445,200		
8 0	271,300	337,800	385,700	403,100	445,800		
8 1	272,800	338,800	386,500	403,700	446,400		
8 2	274,400	339,800	387,200	404,300	447,000		
8 3	275,900	340,800	387,900	404,800	447,600		
8 4	277,400	341,700	388,500	405,200	448,200		
8 5	278,900	342,500	389,100	405,700	448,800		
8 6	280,500	343,400	389,700	406,200	449,400		
8 7	282,000	344,100	390,300	406,700	450,000		
8 8	283,500	344,800	390,900	407,200	450,500		
8 9	285,000	345,500	391,500	407,700	451,000		
9 0	286,400	346,100	392,100	408,300	451,600		
9 1	287,900	346,600	392,700	408,800	452,100		
9 2	289,400	347,000	393,200	409,300	452,600		
9 3	290,800	347,500	393,700	409,700	453,100		
9 4	292,200	348,000	394,300	410,200	453,600		
9 5	293,600	348,500	394,800	410,800	454,100		
9 6	295,000	349,000	395,300	411,300	454,600		
9 7	296,400	349,400	395,800	411,700	455,000		
9 8	297,700	349,900	396,300	412,100			
9 9	298,900	350,300	396,800	412,600			
1 0 0	300,200	350,800	397,300	413,000			
1 0 1	301,400	351,300	397,800	413,400			
1 0 2	302,600	351,700	398,300	413,900			
1 0 3	303,800	352,200	398,800	414,300			
1 0 4	304,900	352,700	399,300	414,700			
1 0 5	306,000	353,100	399,700	415,100			
1 0 6	306,900	353,500	400,200	415,500			
1 0 7	307,800	353,900	400,700	415,900			
1 0 8	308,700	354,300	401,100	416,400			
1 0 9	309,500	354,700	401,500	416,800			
1 1 0	310,200	355,100	402,000	417,300			
1 1 1	310,900	355,500	402,500	417,700			
1 1 2	311,600	355,900	402,900	418,100			
1 1 3	312,300	356,300	403,300	418,500			
1 1 4	312,700	356,700	403,800	419,000			
1 1 5	313,200	357,100	404,300	419,400			
1 1 6	313,700	357,500	404,700	419,800			
1 1 7	314,100	357,900	405,100	420,200			
1 1 8	314,500	358,300	405,600	420,600			
1 1 9	314,800	358,700	406,000	421,000			
1 2 0	315,100	359,100	406,400	421,400			

1 2 1	315,400	359,500	406,800	421,900			
1 2 2	315,800	359,800	407,300	422,300			
1 2 3	316,100	360,200	407,700	422,700			
1 2 4	316,400	360,600	408,100	423,100			
1 2 5	316,700	361,000	408,500	423,500			
1 2 6	317,100	361,300	409,000				
1 2 7	317,400	361,700	409,400				
1 2 8	317,700	362,100	409,800				
1 2 9	318,000	362,500	410,200				
1 3 0	318,400		410,700				
1 3 1	318,700		411,100				
1 3 2	319,000		411,500				
1 3 3	319,300		411,900				
1 3 4	319,700		412,300				
1 3 5	320,000		412,700				
1 3 6	320,300		413,100				
1 3 7	320,600		413,500				
1 3 8	320,900		413,900				
1 3 9	321,300		414,300				
1 4 0	321,600		414,700				
1 4 1	321,900		415,100				
1 4 2	322,200						
1 4 3	322,500						
1 4 4	322,800						
1 4 5	323,100						
1 4 6	323,400						
1 4 7	323,700						
1 4 8	324,000						
1 4 9	324,300						
再任用職員	198,300	230,400	271,000	281,800	313,000	335,400	429,100

備考

- 1 この表は、行政職給料表(2)の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で市長が定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、156,100円とする。
- 3 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で市長が定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、182,700円とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第6項から第11項までの規定は、平成29年7月1日から施行する。

(第1条切替日における号給の切替え)

2 平成29年4月1日（以下「第1条切替日」という。）の前日において、第1条の規定による改正前の調布市職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員のうち同日においてその者が受けていた号給（以下「第1条切替前号給」という。）が附則別表第1及び附則別表第2の号給欄に掲げる号給であったもの（以下「高位号給職員」という。）の第1条切替日における号給（以下「第1条切替後号給」という。）は、第1条切替前号給に対応する附則別表第1及び附則別表第2に定める号給とする。

(第1条の規定による給料の切替えに伴う経過措置)

3 第1条切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける高位号給職員のうち第1条切替日以後にその者の受ける給料月額が第1条切替日の前日において受けていた給料の月額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 第1条切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける高位号給職員（前項に規定する同一の給料表の適用を受ける高位号給職員を除く。）のうち同項の規定による給料を支給される高位号給職員との均衡上必要があると認められるものには、市長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 第1条切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される高位号給職員との均衡上必要があると認められるものには、市長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

(第2条切替日における号給の切替え)

6 平成29年7月1日（以下この項から附則第8項までにおいて「第2条切替日」という。）の前日において、第2条の規定による改正前の調布市

職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員のうち同日において属していた職務の級（以下「旧級」という。）が3級及び5級であったものの第2条切替日における号給（以下「第2条切替後号給」という。）は、旧級及び第2条切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「第2条切替前号給」という。）に対応する附則別表第3に定める号給とする。

- 7 第2条切替日において第2条の規定による改正後の調布市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の給料表の適用を受ける職員のうち第2条切替日において属する職務の級が6級及び7級であるものの号給は、1号給とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（給料の切替えに伴う経過措置を受けている職員の第2条切替日以後の給料の月額に関する経過措置）

- 8 附則第3項から第5項まで及び調布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年調布市条例第63号）附則第6項の規定による給料を受けている職員の第2条切替日以後における給料の月額は、その者の第2条切替日における級及び号給の給料月額が第2条切替日の前日において受けていた給料の月額に達しないときは、当該受けていた給料の月額とする。

（扶養手当に関する経過措置）

- 9 平成29年7月1日から平成30年3月31日までの間（以下「経過措置期間」という。）における改正後の条例第7条第3項の規定の適用については、同項第1号中「配偶者、父母等（前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 6,000円」とあるのは「配偶者 1万円」と、「3,000円」とあるのは「8,000円」と、同項中

「

- (2) 扶養親族としての子（前項第2号に掲げる扶養親族としての子をいう。以下同じ。） 9,000円

」

とあるのは

「

- (2) 扶養親族としての子（前項第2号に掲げる扶養親族としての子をいう。以下同じ。）で15歳に達する日以後の最初の3月31日までにあるもののうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。）
1万円
- (3) 扶養親族としての子のうち前号に該当する者以外のもの
7,500円
- (4) 前項第3号から第6号までに掲げる者 6,000円

」

とする。

10 改正後の条例第8条第1項の規定にかかわらず、経過措置期間においては、改正前の条例第8条第1項の規定はなおその効力を有する。

11 経過措置期間における改正後の条例第8条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項各号列記以外の部分中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、同項第3号及び第4号中「配偶者、父母等」とあるのは「配偶者」と、同条第4項中「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族としての配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

（委任）

12 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、市長が定める。

附則別表第 1（附則第 2 項関係）

行政職給料表（1）の適用を受ける職員の第 1 条切替日における号給の切替表

第 1 条切替前号給	第 1 条切替後号給
150	149
151	
152	
153	

附則別表第 2（附則第 2 項関係）

行政職給料表（2）の適用を受ける職員の第 1 条切替日における号給の切替表

第 1 条切替前号給	第 1 条切替後号給
262	261
263	
264	
265	
266	
267	
268	
269	
270	
271	
272	
273	

附則別表第 3（附則第 6 項関係）

行政職給料表（1）の 3 級及び 5 級の適用を受ける職員の第 2 条切替日における号給の切替表

旧級 第 2 条切替前号給	3 級	5 級
	第 2 条切替後号給	第 2 条切替後号給
1	1	1
2	1	2
3	2	3
4	3	4
5	4	5
6	5	6
7	6	7
8	7	8
9	8	9
10	9	10
11	10	11
12	11	12
13	12	13
14	13	14
15	14	15
16	15	16
17	16	17
18	17	18
19	18	19
20	19	20

21	20	21
22	20	22
23	21	23
24	22	24
25	23	25
26	24	26
27	25	27
28	26	28
29	27	29
30	28	30
31	29	30
32	30	31
33	31	32
34	32	33
35	33	34
36	34	35
37	35	36
38	36	36
39	37	37
40	37	38
41	38	39
42	39	40
43	40	41
44	41	42
45	42	43
46	43	44
47	44	45
48	45	46
49	46	47
50	47	48
51	47	49
52	48	50
53	49	50
54	50	51
55	51	52
56	51	52
57	52	53
58	53	54
59	54	54
60	54	55
61	55	56
62	56	56
63	57	57
64	58	57
65	58	58
66	59	58
67	60	58
68	61	59
69	62	59
70	63	60

71	63	60
72	64	60
73	64	61
74	65	61
75	66	61
76	66	61
77	67	62
78	67	62
79	68	62
80	69	63
81	69	63
82	70	64
83	71	64
84	71	65
85	72	65
86	73	66
87	74	67
88	75	67
89	76	68
90	77	69
91	77	69
92	78	70
93	79	71
94	80	71
95	80	72
96	81	73
97	81	74
98	82	74
99	83	75
100	84	76
101	84	76
102	85	77
103	86	78
104	87	79
105	88	79
106	89	80
107	89	81
108	90	82
109	91	82
110	92	
111	93	
112	94	
113	95	
114	95	
115	96	
116	97	
117	98	
118	99	
119	100	
120	101	

121	101	
122	102	
123	103	
124	104	
125	105	
126	106	
127	107	
128	108	
129	109	
130	110	
131	111	
132	111	
133	112	
134	113	
135	114	
136	115	
137	116	
138	117	
139	118	
140	119	
141	120	